

磐田市クーリングシェルター募集要項

1 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めます。

2 募集施設

市内の民間施設等

3 要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民等に開放できること。
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること。
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用できること。
- (5) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。

4 実施内容

- (1) 施設の出入口等、見やすい場所への案内表示（のぼり旗等。市で用意）の掲示
- (2) 休息用の椅子やソファ等の設置（既設のもので可）
- (3) 空調の適切な管理

5 開放期間

熱中症特別警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）
※なお、開放できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

6 応募方法

別紙「磐田市クーリングシェルター応募用紙」に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で磐田市健康増進課に提出してください。

7 応募先・問合せ先

所在地：〒438-0077 磐田市国府台57番地7（iプラザ3階）

担当：磐田市健康増進課

電話：0538-37-2011

Eメール：kenko@city.iwata.lg.jp

8 募集期間

随時受付

9 提出後の流れ

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

10 市からの物資の配布、情報の提供

- ・案内表示（のぼり旗等）、啓発チラシの配布
- ・熱中症特別警戒情報の発表時における情報提供

11 その他

- ・市が応募用紙を受領後、内容の審査を行い、適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。
- ・クーリングシェルターに指定した施設の情報は、市ウェブサイト等を通じて公表します。
- ・クーリングシェルターの整備に要する経費等について、市による財政的な支援はありません。
- ・公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不相当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。